

加工食品卸売業の

「新環境自主行動計画」

— 社団法人日本加工食品卸協会会員における —
— 「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」の取組みについて —

平成20年7月

はじめに

平成 11 年 3 月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間流通業としての日常業務を通じて、CO₂ の排出抑制をより強く意識し、我国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

それから 8 年が経過し、この間、環境関連法律の改定や地球温暖化の危機意識の高揚あるいは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々の企業に自己主張を求める動きが一層強まった。

従って、こうした環境問題の状況変化を踏まえ、また消費と生産を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、ここで改めて、当協会会員企業が個々計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を考えた。

この環境問題に対する新計画の理解を求めるためには、まず前計画同様、次の前提・スタンスを十分理解する必要がある。

- 1：これからの個々企業は「環境問題」について、ますます自己の主張を持つ事が要求されていること。
- 2：業界も我国の社会構造の一産業として、共通的ターゲットや努力水準の数値表現をすることになったこと。
- 3：各企業各人が問題認識し、計画の達成に向かって努力し、社会的責任を果たす必要があること。

食品関連業界における環境自主行動計画について

農林水産省

1. 環境自主行動計画とは

地球温暖化の防止や廃棄物の削減等に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に策定する行動計画。この中で、平成 22（2010）年度を目標とした二酸化炭素排出抑制、廃棄物削減の数値目標及びこれ等を達成するために必要な省エネ設備の導入、製造工程の改善、運転管理の高度化、燃料転換、廃棄物の再資源化等の具体的な対策を定めている。

2. 京都議定書目標達成計画における環境自主行動計画の位置付け

「京都議定書」の国際的な約束（平成 2（1990）年度比温室ガス排出量 6%削減）の達成に向け、平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、自主行動計画を「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と位置付け、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、関係審議会等における定期的なフォローアップを求めている。

また、環境自主行動計画を未策定の事業者に対しては、計画を策定し、特性に応じた有効な省 CO₂ 対策を講じる事を促している。

3. 農林水産省におけるフォローアップの実施

食品産業（食品製造業、食品流通業及び外食産業）団体の策定した環境自主行動計画の実施状況を把握するため、「環境自主行動計画フォローアップチーム」を設置し、会合を開催している。

基本的スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界に於ける中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度 2006 年度に対し、2011 年度に於いて事業所毎に 95%の水準にする事を目標とする。

この為に、次の対策を計画し実行する。

*原単位とは、エネルギー消費量削減目標を立てて管理する場合の基礎となる指標で、加工食品卸売業では庫出売上高当たりエネルギー消費量原単位を基準指標とする。

1. 二酸化炭素の排出量の測定

- ・二酸化炭素（CO₂）の排出量の測定方法

エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数＝エネルギー使用による
二酸化炭素（CO₂）排出量

*排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく

2. エネルギー消費量の削減

- ・エネルギー消費量・原単位を、毎年基準年度比 1%ずつ削減し、結果として 2011 年度には、対 2006 年度比 5%減を目標とする。

◇ 削減対象エネルギーとは

- ①電力
- ②ガス
- ③ガソリン・灯油・軽油・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を実行する。

◇二酸化炭素排出量の削減対策

- ・オフィス活動では
 - ①省エネ設備の導入
 - ②OA 機器、照明器具等の省エネ機器への変更
 - ③ガラスへの遮光フィルム貼付
 - ④空調の効率運転、設定温度の調整
 - ⑤不在場所の消灯やエレベーターの使用削減
 - ⑥営業車輛の低公害車導入や効率利用

- ・物流活動では
 - ①多頻度・少量配送の見直し
 - ②商品流通管理システムの改善
 - ③輸送トラックの大型化や積載率向上による物流効率の改善
 - ④共同化による車輛数と延べ走行距離数の削減
 - ⑤流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減
 - ⑥調達物流の合理化、配達物流の共同配送化
 - ⑦鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
 - ⑧低燃費車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等の導入
 - ⑨アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行

3. 廃棄物対策

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

◇ 具体的削減対策

- ・オフィス活動では
 - ①事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
 - ②コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進

- ③電子化による紙類の使用減を図る
- ④分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進

・物流活動では

【川上（仕入先）への対策】

- ①過剰梱包材/配送資材の廃止依頼
- ②環境に配慮した梱包材/配送資材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

- ①資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃棄金属等）
- ②資源物リサイクル業者の開拓と資源リサイクル推進
- ③環境に配慮した梱包材/配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ④流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ⑤食品残渣の再生利用

【川下(得意先)への対策】

- ①環境に配慮した梱包材/配送資材の採用提案（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ②返品削減

4. 推進体制の明確化

本環境自主行動計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を担当する部署を設置し、または分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー消費量の削減と廃棄物対策の「環境問題」について意識の高揚を図る。

以上